

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）通谷揚水機地区）を行うことについて平成23年6月30日認可した。

平成23年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造